

# 保険に関する規制緩和について

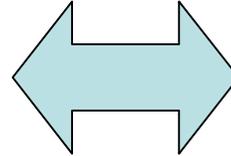
平成19年12月5日

金 融 庁

# **(1) 資産別運用比率規制について**

## 保険会社の資産別運用比率規制についての論点

保険会社の経営や資産  
運用の自由度の向上



保険会社の健全性の  
確保

(論点)

○ソルベンシー・マージン比率規制とその見直し

○その他ディスクロージャー、オフサイトモニタリングなどの監督手法

# 資産別運用比率規制の概要

## 1. 保険会社の資産運用に関する規制

保険会社の資産の運用は、将来の保険金の支払に充てる財源を確保するものであり、安全かつ有利に行う必要があることから、一定の制限が課されている。

①運用方法の制限【保険業法第97条第2項】

②一定の運用対象に係る限度額(資産別運用比率規制)【保険業法第97条の2第1項】

③大口信用供与規制【保険業法第97条の2第2項】

## 2. 資産別運用比率規制

保険会社による資産の運用の安全を図り、保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社の資産を国内株や不動産、外貨建資産等のリスク性資産で運用する場合には、以下のとおり、限度額が設けられている。【保険業法施行規則第48条第1項、第2項】

対象資産	国内株式	外貨建資産	不動産	特定運用資産	任意運用資産
上限 (対一般勘定資産合計)	30%	30%	20%	10%	3%

(※)なお、銀行には、資産保有制限として株式保有制限があり(Tier1相当まで)。

資産別運用比率規制に係る資産状況((社)損害保険協会会員全社)

— 平成19年3月末現在 —

(単位:%)

保険 会社名	国内株式 (30%) 規則48条2項1号	外貨建資産 (30%) 規則48条2項3号	不動産 (20%) 規則48条2項2号	無担保・ 低格付与信 (債券・貸付金、 貸付有価証券) (10%) 規則48条2項4号	規則47条1号 ~8号に準じ る資産 (3%) 規則47条2項5号	保険 会社名	国内株式 (30%) 規則48条2項1号	外貨建資産 (30%) 規則48条2項3号	不動産 (20%) 規則48条2項2号	無担保・ 低格付与信 (債券・貸付金、 貸付有価証券) (10%) 規則48条2項4号	規則47条1号 ~8号に準じ る資産 (3%) 規則47条2項5号
A社	27.4	17.9	6.9	1.1	0.1	M社	11.5	4.5	8.1	0.6	0.0
B社	26.4	14.2	7.3	0.2	-	N社	8.8	25.2	3.0	0.1	-
C社	25.6	24.5	7.2	0.1	0.0	O社	3.3	4.3	0.0	-	-
D社	24.6	6.2	0.2	0.1	0.0	P社	0.0	-	4.3	-	-
E社	24.3	13.8	5.9	0.6	-	Q社	-	17.9	0.0	-	-
F社	23.3	23.3	6.1	0.5	-	R社	-	-	1.6	-	-
G社	19.7	9.1	0.4	0.1	-	S社	-	-	0.2	-	-
H社	17.5	10.7	11.7	0.3	0.0	T社	-	-	-	0.7	-
I社	16.5	20.7	7.7	0.4	0.0	U社	-	-	-	-	-
J社	15.4	6.8	9.6	0.9	-	V社	-	-	-	-	-
K社	13.0	12.4	1.1	-	-	合計	21.5	16.8	6.2	0.5	0.0
L社	12.6	-	7.2	-	1.8						

資産別運用比率規制に係る資産状況((社)生命保険協会会員全社)

— 平成19年3月末現在 —

(単位:%)

保険会社名	国内株式 (30%) 規則48条2項1号	外貨建資産 (30%) 規則48条2項3号	不動産 (20%) 規則48条2項2号	無担保・ 低格付与信 (債券・貸付金、 貸付有価証券) (10%) 規則48条2項4号	規則47条1号 ~8号に準じ る資産 (3%) 規則47条2項5号	保険会社名	国内株式 (30%) 規則48条2項1号	外貨建資産 (30%) 規則48条2項3号	不動産 (20%) 規則48条2項2号	無担保・ 低格付与信 (債券・貸付金、 貸付有価証券) (10%) 規則48条2項4号	規則47条1号 ~8号に準じ る資産 (3%) 規則47条2項5号
A社	15.5	7.6	5.7	3.0	-	U社	2.1	-	-	-	-
B社	15.5	-	-	-	-	V社	1.6	-	0.0	-	-
C社	12.7	12.0	2.7	0.3	0.0	W社	1.5	13.3	0.3	0.2	0.3
D社	11.7	15.5	4.4	0.7	-	X社	1.2	0.3	0.8	4.5	0.0
E社	11.7	14.3	4.9	1.3	-	Y社	1.1	13.6	0.7	0.1	0.2
F社	11.6	7.5	9.3	0.1	-	Z社	1.1	-	0.0	-	-
G社	11.0	7.2	5.0	0.3	-	a社	0.6	2.0	0.2	0.0	-
H社	9.8	11.5	3.8	0.5	-	b社	0.3	0.2	-	-	-
I社	9.0	11.8	2.7	0.2	-	c社	0.3	-	-	-	-
J社	9.0	0.1	4.9	0.3	-	d社	0.0	17.1	0.1	0.2	-
K社	8.1	20.0	1.7	0.8	-	e社	0.0	8.4	0.5	3.2	-
L社	7.5	11.9	3.5	0.1	-	f社	0.0	2.5	0.0	-	-
M社	6.9	9.7	5.7	0.1	-	g社	0.0	2.3	0.0	-	-
N社	6.1	1.8	3.0	0.0	-	h社	0.0	-	0.9	-	-
O社	5.8	23.0	2.6	0.2	-	i社	0.0	-	0.2	-	-
P社	5.6	7.9	1.5	3.6	-	j社	-	-	0.4	-	-
Q社	5.0	2.8	3.0	6.0	-	k社	-	-	0.3	-	-
R社	4.0	0.2	0.4	1.4	0.3	l社	-	-	-	-	-
S社	3.9	2.2	-	0.1	-	合計	9.0	11.1	4.0	0.8	0.0
T社	2.1	5.5	0.6	0.0	-						

## 監督手法に関する主な改正

時期	監督手法に関する主な改正
平成11年度	早期是正措置制度の導入 ソルベンシー・マージン基準の見直し
平成12年度	保険検査マニュアルの導入 将来収支分析制度の拡充（事業継続基準の確認） ソルベンシー・マージン基準の見直し
平成13年度	オフサイト・モニタリングの開始
平成15年度	早期警戒制度の導入
平成16年度	中間業務報告書の導入
平成18年度	第三分野の責任準備金等ルールの整備
平成19年度 以降	ソルベンシー・マージン基準の見直し（検討中）

# ソルベンシー・マージン比率について

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金(負債)」として積立している。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すための早期是正措置の発動の根拠となるものであり、200%を下回った場合には是正措置命令を発動

## [ 支払余力 ] (マージン)

- 資本金などの自己資本
- 保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{1/2 \text{ (注)} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

## [ リスク ]

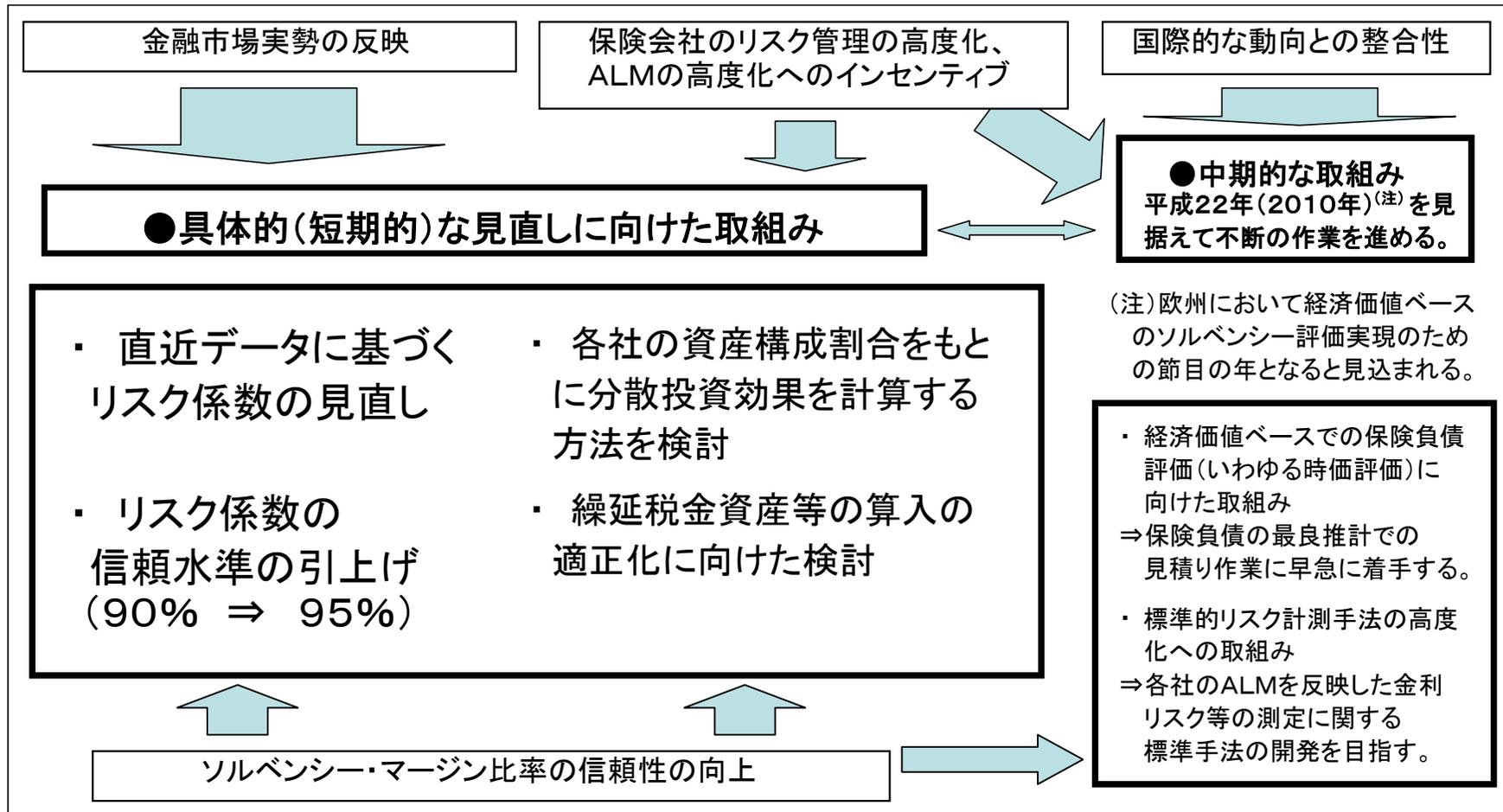
- 保険金の支払いが増加するリスク  
大規模災害などにより保険金支払いが増加するリスク
- 資産運用に関するリスク  
運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク
- その他のリスク

(注) 制度の導入の際に参考とした米国の制度において、同様に1/2を乗じていたもの。1/2を乗じているため、ソルベンシー・マージン比率が200%の場合にリスクと支払余力が一致することとなる。

「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」(平成19年4月)

(ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム)

- 平成8年にソルベンシー・マージン比率を導入して以降、総括的な見直しを行う初めての機会。比率の算出方法のみならず、ソルベンシー評価のあり方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者に対する周知のあり方なども含めて、包括的、網羅的に議論が行われた。

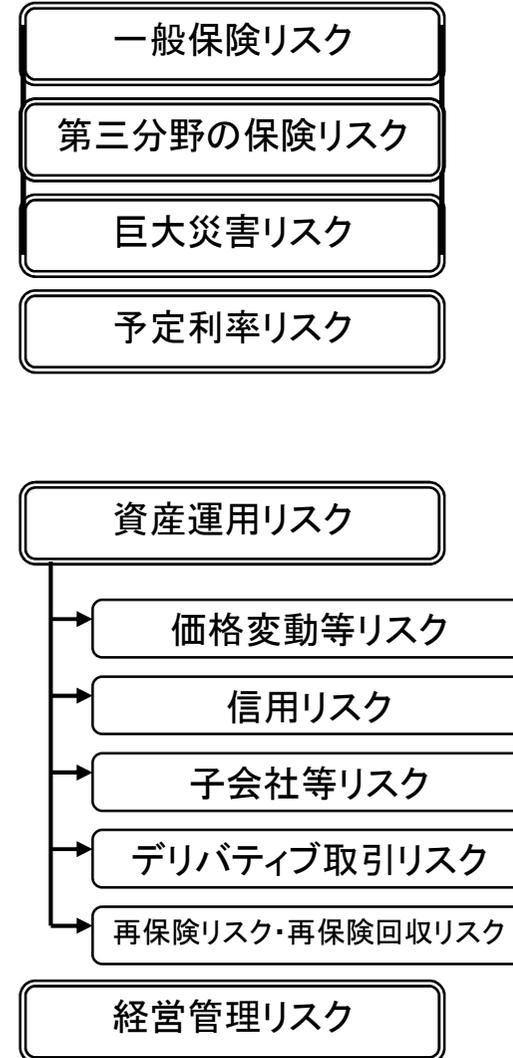


# リスク相当額の概要

## 生命保険会社の場合



## 損害保険会社の場合

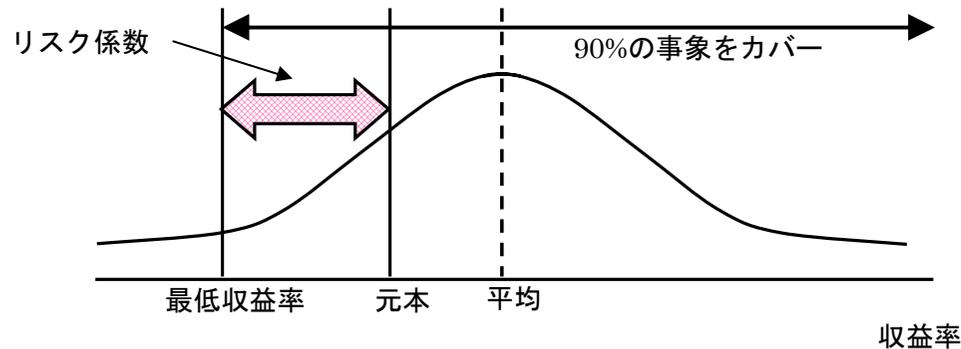


## 価格変動等リスクのリスク係数算出方法の概要

### ● 保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得るリスク

(国内株式 10%、外国株式 10%、国内公社債 1%、外貨建債券等 5%、不動産 5%、金地金 20%、商品有価証券 1%)

- 資産価格の変動等により発生し得る元本割れリスクであり、対象資産ごとの基礎データを用い、最低収益率(90%の事象をカバー)と収益率0%(元本)との差をリスク係数と設定。



- 国内株式、外国株式、国内公社債、外貨建債券等、不動産、金地金、商品有価証券別に過去の月次データ (INDEX) を用いて算出。
- 月次収益率を対数化し、独立の12個の月次分布の和で年次分布を表現する方法を採っている。
- 最低収益率 = EXP (平均収益率 - 1.28 × 標準偏差) - 1

### ※分散投資効果

- 価格変動等リスク相当額は、リスク対象資産の額(貸借対照表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、分散投資効果(分散投資によるリスク減殺効果をいう。)として当該合計額に生命保険会社にあつては30/100、損害保険会社にあつては20/100を乗じた額を控除した額
- 分散投資により資産全体の運用リスクを減殺する効果 (生命保険会社30%、損害保険会社20%)

## 10月24日金融審議会第2部会における主な意見

○ 各社の事業内容や負債構造が異なる中での現行のような画一的な規制は、リスク管理を自主的に高度化させようとするインセンティブとは矛盾するものであり、やはり見直すべきではないか。

○ 事業内容とか負債構造が異なる中では、画一的なものの規律というのはそぐわないものがあると考えられ、ALMに基づいて自主的な判断を行うことが望ましいと思う。他方、投資家の立場でいうと、当該規制を撤廃したことにより、極端に資産がある状態や、ある資産に集中化されている状態が生じることは望ましいことではなく、当局のモニタリングや情報開示について改善する必要がある。

○ 現行の運用規制は厳しいものであり、基本的には各社により適切に運用されていれば良いと思われるものの、当該規制を撤廃する場合には情報開示やモニタリングの充実など、別の担保とあわせて検討する必要がある。

○ すべての会社に対し一律の規制をかけるのではなく、会社の規模、リスクマネジメント能力で差を設けるなど、個社に配慮した規制の手法を取り入れても良いのではないか。

## 資産別運用比率規制の在り方について【案】

(事務局たたき台)

- 保険会社間には事業内容や負債構造、リスクマネジメント能力等に差異がある中、現行の画一的な規制は、経営・資産運用に関する方針が基本的には個社により自主的に判断されるものであることと合わない面があると言える。
- 現在、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討が行われていることなどを考慮すると、当面はこの規制を維持することとするが、当該検討の結果などを踏まえた上で、今後、廃止を含めた見直しを行うことが適当と考えられる。

## 参照条文

### 「保険会社の資産別運用比率規制」関係

#### ○ 保険業法

第九十七条の二 保険会社は、内閣府令で定める資産については、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

2・3 (略)

#### ○ 保険業法施行規則

(法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産（他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第四百四十条において同じ。）にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）

二 不動産（不動産の取得のための資金として金融庁長官が定めるものを含む。）

三 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。）

四 債券、貸付金及び貸付有価証券（金融庁長官が定めるものに限る。）

五 前条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項、第四十八条の三第二項及び第四十八条の五第二項において同じ。）に百分の三十を乗じて計算した額

二前項第二号に掲げる資産 総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

三前項第三号に掲げる資産 総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

四 前項第四号に掲げる資産 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額

五 前項第五号に掲げる資産 総資産の額に百分の三を乗じて計算した額

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあっては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあっては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあっては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。） 百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあっては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあっては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。） 百分の三十

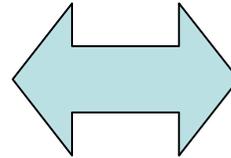
4 法第九十七条の二第一項の規定により内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないとされる資産の運用の額は、その他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額として計算するものとする。

5 保険会社は、第二項ただし書及び第三項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

## **(2) 保険契約の移転単位の見直しについて**

## 保険契約の移転単位の見直しについての論点

保険会社の専門性の  
向上と業務の効率化



保険契約者間の公平と  
保険契約者の保護等

(論点)

○破綻時のケースと平時のケース

○保険契約者の保険会社の選択基準

○保険契約者の保護の方法(異議申立ての対象者、認可制度等)

○責任準備金の一部を計算することは可能か

○移転元保険会社と移転先保険会社の財産状況の確認

○移転元保険会社と移転先保険会社の一般債権者の保護の方法

# 保険契約の包括移転等の概要

## 1. 保険契約の包括移転

- ・保険契約の移転は、保険者がその保険契約上の地位を他の保険者に移転する行為。
- ・契約者全体の利益の観点からは、契約者集団を維持しつつ同等の条件で包括して移転することが適当であり、保険業法においてはこの包括移転のための特別な手続が規定されている。

## 2. 保険契約の包括移転及び会社分割の概要

	保険契約の包括移転	会社分割
包括移転の範囲	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転 【法第135条第2項】	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して承継 【法第173条の2第1項】
総会の決議	移転元会社及び移転先会社の株主総会又は社員総会 【法第136条第1項】	分割当事会社の株主総会における分割計画の承認 【会社法第783条第1項、第795条第1項、第804条第1項】
契約者への周知方法	公告【法第137条第1項】	公告【法第173条の4第2項】
保険契約者の異議	移転対象契約者は異議を述べる事が可能 【法第137条】 →異議を述べた契約者数が1/5を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が1/5を超えているときは、移転不可。	承継対象契約者は異議を述べる事が可能 【法第173条の4】 →異議を述べた契約者数が1/5を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が1/5を超えているときは、分割不可。
一般債権者の異議	—	異議を述べた債権者には、弁済、担保又は信託をしなければならない。【法第173条の4第4項】
行政庁の認可と認可基準	内閣総理大臣の認可基準【法第139条】 ①保険契約者等の保護に照らして適当であること ②移転先会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること ③移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないこと	内閣総理大臣の認可基準【法第173条の6】 ①保険契約者等の保護に照らして適当であること ②保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること ③申請会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること

## 一部移転の想定される類型

### (1) 破綻時の移転

= 更生手続など

### (2) 破綻前の経営悪化時の移転

- ① 経営が悪化した保険会社のすべての保険契約を他の複数社に移転
- ② 経営が悪化した保険会社の一部の保険契約を他社に移転

### (3) 前記以外の際の経営戦略による移転

- ① 親子会社間の移転
- ② 同一グループ内の保険会社間の移転
- ③ ①と②を除く、保険会社間の移転

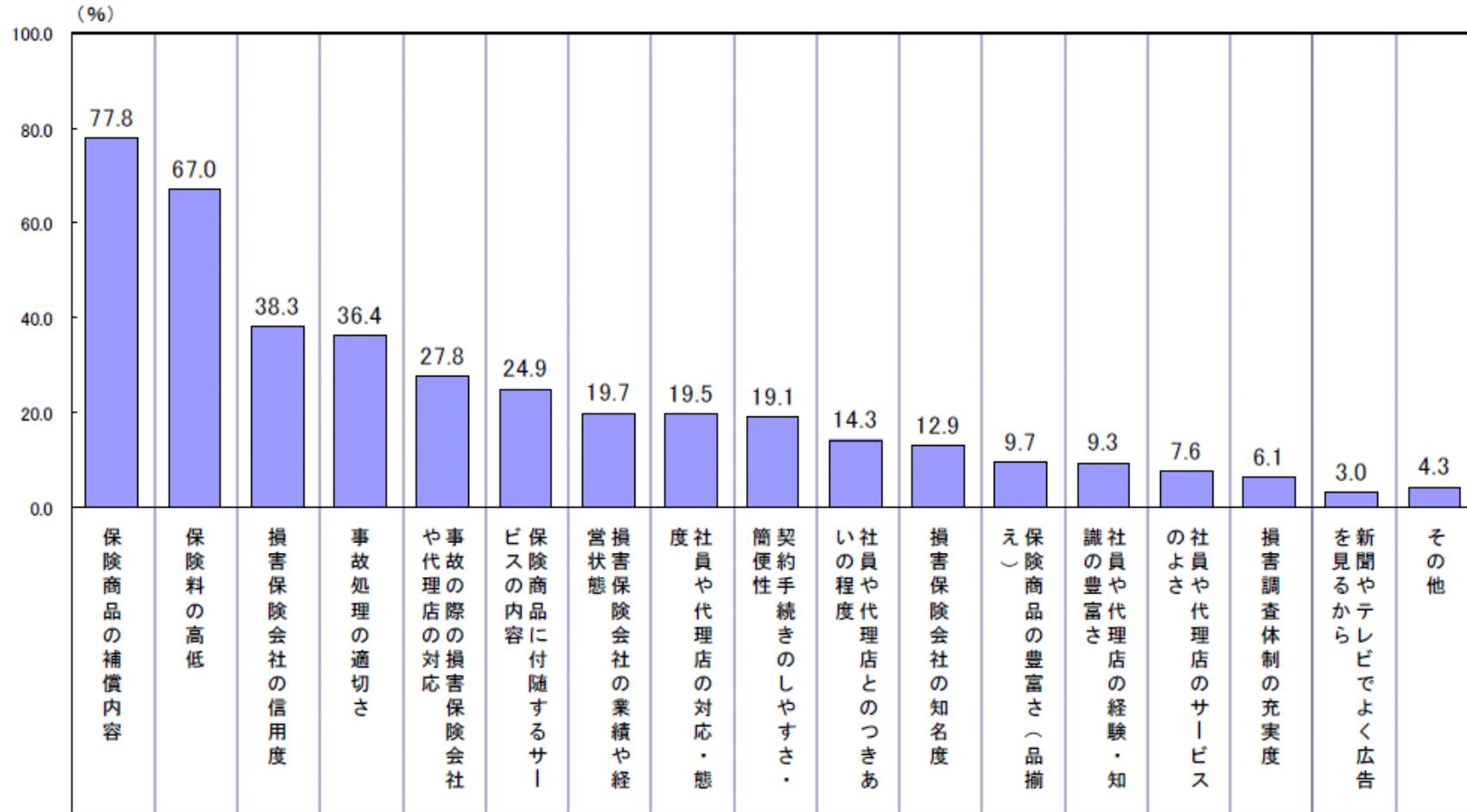
## 包括移転が行われた事例(1)

	時期	移転元保険会社	移転先保険会社	背景
損保	平成10年6月	アライアンス・アッシュアランス・カンパニー・リミテッド 日本支店 フィニックス・アッシュアランス・パブリック・リミテッド・カンパニー・日本支店	ザ・ロンドン・アッシュアランス日本支店	再編
損保	平成10年11月	ユニオン・デ・サシユランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ 日本支社	アクサ損害	再編
損保	平成11年4月	アッシュアランス・ジェネラル・デ・フランス・イ・ア・エール・デ 日本支店	アリアンツ火災海上 〔取引信用保険以外の保険契約〕 コンパニー・フランセーズ・ダシユランス・プール・ル・コムルス・ エクステリユール〔取引信用保険契約〕	再編
損保	平成11年4月	ジェネラル・アクシデント・インシュアランス・エイシア・リ ミテッド日本支店	コマーシャル・ユニオン・アッシュアランス・カンパニー・ ピー・エル・シー日本支店	再編
損保	平成11年10月	アンスワール相互保険会社日本支店	キュー・ビー・イー・インシュアランス(インターナショナル) リミテッド日本支社	日本撤退
生保	平成12年3月	東邦生命	GEエジソン生命(現AIGエジソン生命)	破綻
損保	平成12年4月	オールステート損害	チュールピ・インシュアランス・カンパニー・日本支店	日本撤退
損保	平成12年9月	シー・ジー・ユー インターナショナル インシュアランス ピー エル・シー日本支社	キュー・ビー・イー・インシュアランス(インターナショナル) リミテッド日本支社	日本撤退
生保	平成13年3月	大正生命	あざみ生命(現大和生命)	破綻
損保	平成13年4月	第一火災海上	損害保険契約者保護機構	破綻

## 包括移転が行われた事例(2)

	時期	移転元保険会社	移転先保険会社	背景
生保	平成13年4月	同和生命	日本生命	再編
生保	平成13年4月	第百生命	マニユライフセンチュリー生命 (現マニユライフ生命)	破綻
損保	平成13年7月	ウインタートウル・スイス・インシュアランス・カンパニー 日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店 [リスク細分型通信販売用自動車保険契約]	事業再編
損保	平成14年2月	ロイヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス日本支社	アクサ損害	再編
損保	平成15年3月	リバティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー 日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	日本撤退
損保	平成15年4月	ランパーメンズ・ミューチュアル・カジュアルティ・カンパニー 日本支店	フェデラル・インシュアランス・カンパニー日本支店 [傷害保険契約]	事業再編
損保	平成15年10月	ウインタートウル・スイス・インシュアランス・カンパニー 日本支店	あいおい損害	日本撤退
損保	平成15年11月	三井ライフ損害	三井住友海上火災	再編
損保	平成16年4月	キュー・ビー・イー・インシュアランス(インターナショナル)リミテッド 日本支社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	日本撤退
損保	平成16年7月	ランパーメンズ・ミューチュアル・カジュアルティ・カンパニー 日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	日本撤退
損保	平成17年2月	ザ・ロンドン・アッシュアランス日本支店	エイアイユーインシュアランスカンパニー日本支社 [火災保険契約] アメリカン・ホーム・アッシュアランス・カンパニー日本支店 [火災保険以外の保険契約]	日本撤退
損保	平成17年2月	ロイヤル・アント・サンアライアンス・インシュアランス・ ピーエルシー	エイアイユーインシュアランスカンパニー日本支社	日本撤退

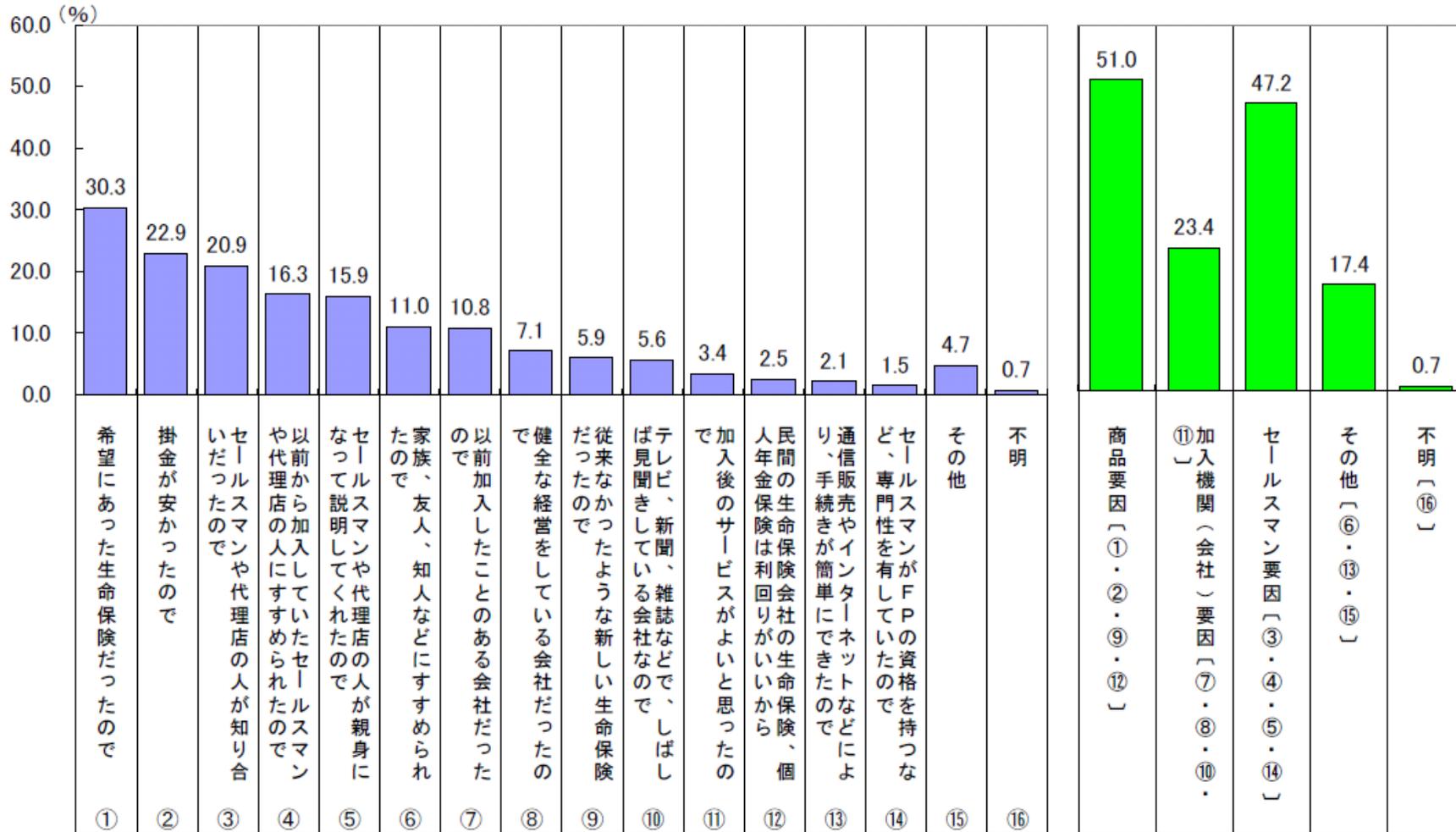
## 保険会社／損害保険代理店の選択基準



(注) 保険契約の際に保険会社や損害保険代理店を選ぶ基準について、5項目以内の複数回答による構成比で表したものの。

[出典] 2002年度損害保険に関する全国調査(社団法人日本損害保険協会)

## 直近加入契約(民保)の加入理由



(注)直近加入契約が平成13年～平成18年の世帯に対し、その加入理由について複数回答による構成比で表したものを。

〔出典〕平成18年度生命保険に関する全国実態調査(財団法人生命保険文化センター)

## 海外における保険契約の移転(英国)

### ○全体的な流れ【2000年金融サービス市場法(第7編)】

- ・保険会社が独立したアクチュアリーを指名
  - FSAによる承認
- ・独立アクチュアリーがレポートを作成
  - FSAが定めた詳細な仕様に準拠して作成
- ・保険会社が契約者全員に移転に関する通知を発信
  - 通知内容についてFSAによる承認
- ・裁判所によるヒアリング
  - FSAには裁判所に意見を述べる権利あり
- ・裁判所による承認

### ○移転の事例

- ・公開されている事例数は、ここ数年、毎年20件以上。ただし、買収の事例が含まれる。
- ・フランスで加入された契約のみ移転した事例も含まれる。

## 10月24日金融審議会第2部会における主な意見

○ 規制改革要望としては、各社の専門性や業務の効率化などの要請に応える手段であり、ぜひ検討すべきだと思うが、一方で、契約者間の公平を担保するために、個別に責任準備金の算出を行えるかどうかについて専門的見地から検討していただき、報告してもらいたい。

○ 事業再編や破綻処理を円滑に進める観点から方向性は賛同。ただし、移転単位の細分化により、会社の信用力自体が変わり、契約者間の公平性が保たれないおそれがある点に留意する必要がある。

○ 監督官庁は、残される保険会社に残っている財産が十分なものであるかどうかというのをきちっと審査しなければならないと思う。移転元会社にその債務を弁済しうだけの十分な財産が残っているかどうかの監督官庁の審査がさらに重要となると思われる。

○ 契約の移転単位の切り分けの仕方によっては、各単位間にリスクの濃縮度に差が生じることとなるため、「いいとこ取り」を防ぐための措置が必要である。

○ 自分たちはここと契約していたのに、知らないうちに分割、移転させられていたというような、企業にとっては自由に組み直せるということで良いが、契約者の側から見ると、果たしてどうなのかというところが根本的なところで残ると思う。

○ 通常の事業譲渡や会社分割の場合と異なり、保険会社の包括移転及び会社分割について、異議を申し立てた債権者の5分の1を超える場合でなければ異議として認められないこととしているのは、破綻時を念頭に置き、契約者全体の保護を考慮して特例的な扱いをしているものであり、これを直ちに平時にも適用することについては、慎重な検討を行う必要があるのではないかと。

○ 平時における包括移転の制度は、海外の事例としても少ないと思われ、この検討にあたっては、海外事例を当然ながら参考にしながら決めていただきたい。

## 保険契約の移転単位の在り方について【案】

(事務局たたき台)

- 保険契約の移転単位の見直しについては、保険契約者や一般債権者の保護(異議申立制度の在り方を含む。)、当事会社の財産状況の確認手法などの多くの論点について、検討を行う必要がある。
- その際、包括移転が保険契約の特性を踏まえて債権者の同意を得ずに契約を移転する特例的な手法である点なども考慮する必要がある。
- このため、直ちに包括移転に関する制度を変更することについては、慎重に対応することが適当と考えられる。
- この制度については、上記の論点を含め、今後、中長期的に検討することが考えられる。

## 参照条文

### 「保険契約移転時における移転単位」関係

#### ○ 保険業法

##### （保険契約の包括移転）

第百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）との契約により保険契約を当該他の保険会社（以下この節において「移転先会社」という。）に移転することができる。

2 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第百三十七条第一項の公告の時ににおいて既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括してしなければならない。

3 第一項の契約には、保険契約の移転とともにする保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならない。この場合においては、保険契約の移転をしようとする保険会社（以下この節において「移転会社」という。）は、同項の契約により移転するものとされる保険契約に係る保険契約者（以下この節において「移転対象契約者」という。）以外の当該移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない。

4 移転会社は、第一項の契約において、当該契約により移転するものとされる保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

##### （保険契約の移転の決議）

第百三十六條 前条第一項の保険契約の移転をするには、移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）の決議を必要とする。

2 前項の場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

- 3 移転会社及び移転先会社は、第一項の決議をする場合には、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知において、前条第一項の契約の要旨を示さなければならない。

（保険契約の移転に係る書類の備置き等）

第百三十六條の二 移転会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から次条第二項の規定により同条第一項の公告に付記した期間の最終日まで、第百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

- 2 移転会社の株主又は保険契約者は、その営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は移転会社の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（保険契約の移転の公告及び異議申立て）

第百三十七條 移転会社は、第百三十六條第一項の決議をした日から二週間以内に、第百三十五条第一項の契約の要旨並びに移転会社及び移転先会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

- 2 前項の公告には、移転対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。
- 3 前項の期間は、一月を下ってはならない。
- 4 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権（当該保険契約について、第一項の規定による公告の時に既に生じている保険金請求権等（第十七条第五項に規定する保険金請求権等をいう。）がある場合には、当該保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。
- 5 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなす。

（保険契約の締結の停止）

第百三十八條 移転会社は、第百三十六條第一項の決議があつた時から保険契約の移転をし、又はしないこととなつた時まで、その移転を

しようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

(保険契約の移転の認可)

第百三十九条 保険契約の移転は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
  - 一 当該保険契約の移転が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
  - 二 移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
  - 三 移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること。

(保険契約の移転の公告等)

第百四十条 移転会社は、保険契約の移転後、遅滞なく、保険契約の移転をしたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。  
保険契約の移転をしないこととなったときも、同様とする。

- 2 移転先会社は、保険契約の移転を受けたときは、当該保険契約の移転後三月以内に、当該保険契約の移転に係る保険契約者に対し、その旨（第百三十五条第一項の契約において、当該保険契約の移転に係る保険契約について同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容）を通知しなければならない。
- 3 移転会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が第百三十五条第一項の契約により保険契約とともに移転先会社に移転することとされている場合において、第一項前段の規定による公告が当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七条（指名債権の譲渡の対抗要件）の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

(保険契約の移転による入社)

第百四十一条 保険契約の移転がされた場合において、移転先会社が相互会社であるときは、当該保険契約の移転に係る移転対象契約者は、当該相互会社に入社する。ただし、移転先会社の定款において当該保険契約の移転に係る保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

(保険業を営む株式会社の分割)

第一百七十三条の二 保険業を営む株式会社（以下この節において「保険株式会社」という。）がその会社分割（以下この節において「分割」という。）によりその保険契約を承継させる場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第一百七十三条の四第二項の公告の時に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括して承継させなければならない。

2 分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、新設分割計画又は吸収分割契約（以下「分割計画等」という。）において、当該分割により承継させるものとする保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

(分割に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百七十三条の三 分割の当事者である保険株式会社についての会社法第七百八十二条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）、第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）及び第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項及び内閣府令で定める事項」と、「その本店」とあるのは「各営業所」とする。

(債権者の異議)

第一百七十三条の四 保険株式会社が分割の当事者となる場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める保険株式会社に対し、分割について異議を述べることができる。

- 一 保険株式会社である吸収分割会社（吸収分割をする株式会社又は合同会社をいう。以下この条において同じ。）の保険契約者その他の債権者（会社法第七百八十九条第一項第二号（債権者の異議）に定める債権者であるものに限る。） 当該吸収分割会社
- 二 保険株式会社である吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）の保険契約者その他の債権者 当該吸収分割承継会社
- 三 保険株式会社である新設分割会社（新設分割をする株式会社又は合同会社をいう。以下この条において同じ。）の保険契約者その他の債権者（会社法第八百十条第一項第二号（債権者の異議）に定める債権者であるものに限る。） 当該新設分割会社

2 前項の場合には、同項各号に定める保険株式会社（以下この条において「分割当事会社」という。）は、次に掲げる事項を官報及び当該分割当事会社が定款で定めた公告方法により公告し、かつ、知れている債権者（会社法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の債

権者に限る。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 分割をする旨

二 次のイ又はロに掲げる分割の区分に応じ、当該イ又はロに定める会社の商号及び住所

イ 吸収分割 吸収分割会社及び吸収分割承継会社

ロ 新設分割 新設分割会社及び新設分割により設立する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

三 前号イ又はロに定める株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 分割当事会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該分割について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、分割当事会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）については、適用しない。

6 第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時ににおいて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が保険契約者（第一項の規定により異議を述べることができるものに限る。）の総数の五分之一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）の当該金額の総額の五分之一を超えるときは、分割は、その効力を有しない。

7 前各項の規定によりされた分割は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 会社法第七百八十九条、第七百九十九条（債権者の異議）及び第八百十条の規定は、第一項各号に定める保険株式会社については、適用しない。

10 第一項に規定する場合における会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、

第七百六十一条第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び第三項（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六条第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）の規定の適用については、同法第七百五十九条第二項、第七百六十一条第二項、第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項中「の規定により異議」とあるのは「又は保険業法第七十三条の四第一項の規定により異議」と、「」の各別の催告」とあるのは「」又は保険業法第七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百五十九条第二項及び第七百六十一条第二項中「第七百八十九条第二項の各別の催告」とあるのは「第七百八十九条第二項又は保険業法第七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項中「第八百十条第二項の各別の催告」とあるのは「第八百十条第二項又は保険業法第七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百五十九条第三項及び第七百六十一条第三項中「第七百八十九条第一項第二号」とあるのは「第七百八十九条第一項第二号又は保険業法第七十三条の四第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第七百八十九条第二項又は同法第七十三条の四第二項」と、同法第七百六十四条第三項及び第七百六十六条第三項中「第八百十条第一項第二号」とあるのは「第八百十条第一項第二号又は保険業法第七十三条の四第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第八百十条第二項又は同法第七十三条の四第二項」とする。

- 11 会社法第七百五十九条第二項及び第三項、第七百六十一条第二項及び第三項、第七百六十四条第二項及び第三項並びに第七百六十六条第二項及び第三項の規定は、保険契約に係る権利を有する者、第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の政令で定める債権者については、適用しない。

#### （保険契約の締結の停止）

第七十三条の五 分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、分割の決議があった時から分割をし、又はしないこととなった時まで、その分割により承継させようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

#### （保険株式会社の分割の認可）

第七十三条の六 保険株式会社の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 当該分割が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
  - 二 保険会社による認可の申請にあっては、当該分割が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。
  - 三 当該認可の申請をした保険株式会社が、分割後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社の保険契約を承継させる分割に係るものであるときは、当該保険契約を承継する会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

(分割の公告等)

第一百七十三条の七 分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、当該分割後、遅滞なく、当該分割により保険契約を承継させたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。分割をしないこととなったときも、同様とする。

2 分割により保険契約を承継した保険株式会社は、当該分割の日後三月以内に、当該分割による承継に係る保険契約者に対し、その旨(分割計画等において、当該分割による承継に係る保険契約について第一百七十三条の二第二項に規定する軽微な変更を定めたときは、当該分割により保険契約を承継したこと及び当該軽微な変更の内容)を通知しなければならない。

3 分割により保険契約を承継させる保険株式会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が分割計画等により保険契約を承継する保険株式会社に承継されることとされている場合において、第一項前段の規定による公告が時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七条(指名債権の譲渡の対抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

(分割の登記)

第一百七十三条の八 新設分割による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)、第四十六条(添付書面の通則)、第八十六条(第八号を除く。)(会社分割の登記)及び第九条第二項(第三号中同法第八十六条第八号に掲げる書面に係る部分を除き、同法第一百六条第一項及び第二百五条において準用する場合を含む。)(会社分割の登記)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一百七十三条の四第二項の規定による公告をしたことを証する書面

二 第一百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 第一百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

2 吸収分割承継会社である株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条、第四十六条、第八十五条（保険株式会社に係る同条第三号又は第八号に掲げる書面に係る部分を除く。）（会社分割の登記）、第九十三条（添付書面の通則）（同法第一百一条及び第一百八条において準用する場合を含む。）及び第九十九条第一項（第二号中同法第八十五条第八号に掲げる書面に係る部分を除き、同法第一百六条第一項及び第二百五条において準用する場合を含む。）に規定する書類のほか、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。